

---

# 社会問題としての“犯罪報道”（その2）

——クレーム申し立てにおける“事実”——

大庭絵里

---

## 1. はじめに

本稿は、「社会問題としての犯罪報道の構築」（1996）に引き続き、犯罪報道を「問題」としてクレームする過程を追究するものである。研究、分析視点はイバラと Kitsuse の提起する社会的構築主義の視点（Ibarra and Kitsuse, 1993）を踏襲する。すなわち、ある事柄について「問題」とであるとクレームする過程を社会問題の過程として捉え、クレームは何について問題だと定義しているのか、を考察する。

拙稿（1996）では、1980年代中頃から始まった、犯罪報道を「望ましくない問題」カテゴリーとして捉えるクレーム申し立て活動と、それへの対抗クレームについて概観した。簡単に概略しておこう。80年代において提起されたクレームは、犯罪報道によって「被害」を被る人々が出てくること、逮捕段階において被疑者を実名・住所・年齢・職業を明らかにして「犯人」であるかのように報道すること、記事が警察からの情報に主に基づくという警察依存の報道などを、「問題」としていた。とりわけ、被疑者・被害者を「実名」で報道することは「被害」をもたらすため、「匿名」で報道するべきであり、報道による被害にメディアが責任をもつ制度を確立するべきである、という

クレームが提起された<sup>1)</sup>。犯罪報道において、被疑者・被害者を「匿名」で報道するというクレームに対しては、現行の「実名」を原則とするべきであるという対抗クレームが申し立てられた。拙稿（1996）では、その相互作用の中で「匿名報道主義」派のクレームがより一層明確になってくる過程<sup>2)</sup>を論じた。

拙稿（1996）では、犯罪報道をめぐるクレーム申し立て活動について、被疑者・被害者を「匿名」で報道するべきだというクレームを掲げる「匿名報道主義」派と、犯罪報道の原則は実名報道であるという「実名原則」派という二つに分類して考察した。当初、「実名原則」派は、「問題」となる犯罪報道の解決方法としての「匿名報道」を否定する対抗クレームであったが、次第に「匿名報道」自体を「問題」としてカテゴリー化して捉えるに至った。また、「匿名報道」を求めるクレームにも分裂が生じた。即ち、匿名報道を犯罪報道の「原則」として「今」求めるべきか、あるいは「現状」から匿名報道を「拡大」していくことを求めるべきか、という差異が顕著になった。したがって「匿名報道主義」対「実名原則」というカテゴリー区分には注意を要する。本稿では、匿名報道を原則として主張するクレームを「匿名報道主義」派と表現するが、それは同種のクレームをするメンバーが集まった集団という意味ではなく、そのようなクレームのセットとして扱う。このことは「実名原則」派に関しても同様である。

犯罪報道が「報道被害」という「状況」、すなわち、報道されたために被る様々な人権侵害を生み出すことを「問題」とであると定義することについて、否定するクレームは見いだせない。しかし、犯罪報道の「何」が「問題」なのかについては、様々なクレームが存在する。1980年代のクレーム、対抗クレームの応酬を経て、1990年代に入り、再び、「匿名報道」を「問題」とするクレームが現れる。

「匿名報道」は、犯罪報道を「問題」としてカテゴリー化し、その解決をめぐる際に使用されるクレームのシンボリックな語である。と同時に、「実名」を

報道の原則とする言説の中では、「匿名報道」は「問題」となるカテゴリーとされる。どちらのクレイムも、それは何について「問題」だと言っているのか、その道徳的対象を明らかにすることを本稿は主な目的としている。そのため、クレイムに関する記述が多くなる。さらに、クレイム申し立ての際に、一つのクレイムが生き延びるためにとられる手だて、つまり、クレイムを支える言語的資源としての“事実”の利用の仕方とクレイムの仕方についても考察したい。

本稿は、前回と同様、「匿名報道」を主張する人々と活動への参与観察によって得られた知見と犯罪報道に関する資料をもとに考察している。「匿名報道」を主張する活動への参与観察は、その主張についての理解を深めるが、もう一方の「実名報道」を主張する活動については印刷された資料のみをもとに分析することになる。これは、研究者の「客観」性を重視する立場からは非難されるかもしれない。しかし、「問題」となっている「状況」に対する存在論的判断や、クレイムの真偽の判断をすることが本稿の採用する構築主義の視点なのではない。それよりも、本稿において筆者は、「匿名報道主義」のクレイム申し立て活動の展開を中心にして、「匿名報道」と「実名報道」というクレイムの応酬と、クレイムが対象としている「問題」はどこにあるのか、またそれはどのように提起されるのかを考察することに関心がある。その意味において、一つのクレイムをするアクターの側のみへの参与観察（ここでは「匿名報道」）は、欠点とはいえないだろう。

## 2. 匿名報道は「原則」か「範囲の拡大」か

犯罪報道において、被疑者・被害者は匿名で報道すべきか、それとも実名で報道すべきなのか、という80年代の論争は、90年代に入り、単純な「匿名報道主義」派对「実名原則」派という形ではなくなってきた。すなわち、報

道のあり方として「匿名報道」の「現状」の範囲を「拡大」するのか、それとも「匿名報道」を犯罪報道の「原則」とするのか、という「匿名報道」の戦略をめぐるクレームが出現し、同時に、「匿名報道」自体が「問題」であるとする「実名原則」派によるクレームが主張され始めた。

そもそも、80年代の「匿名報道」を求める活動自体も主張が一致していたわけではなかった。主張が一致しないということは、クレームされている「問題」が同一カテゴリーとして認識されていない、ということである。たとえば、浅野は、犯罪事件は原則として匿名で報道し、公人や権力者などの犯罪事件は「<sup>3)</sup>顕名」にすることを主張するが、その一方で、「匿名報道」の「範囲の拡大」をめざすべきであるという主張も現れる。

1987年、日本弁護士連合会第30回人権擁護大会が開かれ、「人権と報道に関する宣言」が採択された。その「宣言」には、「犯罪報道においては、捜査情報への安易な依存をやめ、報道の要否を慎重に判断し、客観的かつ公正な報道を行うとともに、原則匿名報道の実現に向けて匿名の範囲を拡大すること」をマスメディアに要望する、と書かれてある。しかし、「原則匿名報道の実現に向けて」の部分は、当初の案には盛り込まれていなかった。当初の宣言案は「匿名の範囲を拡大すること」を主旨としていた。その理由は、主に「匿名を一律にした場合には警察が匿名で発表するようになる」（日本評論社、1988：496）というものである。すなわち、この「拡大」を求めるクレームは、「匿名報道」の理念には賛成するものの、「捜査情報の公開が実現されていない」、「警察による情報管理」という「現状」では、「匿名原則を導入するのは困難」であるので、「今できる最低限の匿名の範囲をまず実現していく」（日本評論社、1988：493）ことをめざすという。この大会では、匿名報道の範囲の「拡大」をめざすのか、匿名報道を「原則」とするのかをめぐり、参加者たちの間で議論が行われ、最終的に上のような文言となった。「拡大」と「原則」という二つのクレームは、単に、戦略の差異をあらわすものではない。クレームを通して定義しようとする「問題」の中身にもかかわる。「原則」

を要求する側にとって、「匿名報道の範囲の拡大」は「報道被害者」の救済という観点の欠如であり、1975年の日弁連『報道と人権』において述べられている「少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである」（日本弁護士会編、1976：105）という考えからの後退として解釈される。さらには、「情報公開が実現するまでは、警察に逮捕された人を匿名にするのは危険という論理は誤っている」と非難する（日本評論社、1988：493）。

匿名報道の「拡大」をめざすクレイムも、匿名報道を「原則」とすべきであるとするクレイムも、一見、「匿名報道」という同一の問題カテゴリーを共有しているように見える。しかし、この両者がクレイムの中で、「問題」としているカテゴリーは異なる。「拡大」をめざすクレイムにおいては、一時に匿名「原則」を導入すると、捜査情報の公開が実現されていないので、警察が匿名で被疑者・被告人を発表するようになり、報道が捜査機関からの情報管理を受けるという「状況」が「問題」となるのであり、一方の「匿名報道主義」のクレイムは、「現在」の実名報道を「問題」としている。

「匿名報道主義」派にとって、匿名報道の「範囲の拡大」は、結局、「現状」を肯定することにつながり、匿名報道を「原則」とすることに反対するという点で「実名原則」と同様のクレイムとして解釈されるのである。

この問題カテゴリーのズレは、90年代にはいり、再び、大きな論争を呼ぶことになる。

### 3. 捜査機関による匿名発表

「匿名原則が捜査側のほうで情報秘匿の口実に使われてしまう危険性がきわめて高い」（日本評論社、1988：497）という言説は、その後も現れる。「匿名原則」を掲げる「匿名報道主義」派のクレイムに対する対抗クレイムとして、「実名原則」派は、犯罪報道はなぜ「実名」でなくてはならないのか、を

訴えて応戦するが、それだけではなく、積極的に「匿名報道」が「問題」であると定義する。たとえば次のような主張がある。

「もし匿名報道になると、当局の発表も匿名になる恐れがあり、密室捜査を助長することになる。匿名発表、匿名報道を維持すると、例えば誤認逮捕のようなケースでは、本人の名誉回復がなかなかしにくく、ひいては犯罪報道の衰退にもつながる」（日本新聞協会研究所，1990）

このような「匿名報道」を「原則」にすると警察による密室捜査を助長する、事件関係者の匿名発表が増える、という「危惧」は、「実名原則」によるクレームと匿名報道の「拡大」によるクレームとを結びつける。

1992年9月に行われたマスコミ倫理懇談会全国大会においても、警察による匿名発表の増加について話し合われている。『マスコミ倫理』396号では、「全般的な傾向として、何となく匿名という動きがあり、結果として、メディア側の匿名報道という自己規制に乗ずる形で、ニュース・ソース側から匿名発表が広がったのではないか」という発言を紹介している（その他、匿名報道は「受け手のせんさくしたい気持ちをあおる」「対象者以外の人にも迷惑が及ぶ場合がある」「匿名報道の行き着くところは記者が萎縮して、書く力を失ったり記事の信用性が失われるなどの懸念がある」という「匿名報道」を「問題」としてみる発言が紹介されている）（マスコミ倫理懇談会，1992年）。

そのマスコミ倫理懇談会全国大会を、読売新聞1992年9月26日解説欄「増える警察の匿名発表」という記事が紹介する。

朝日新聞は、第三社会面（メディア欄）の「権力報道 PART III 検察・警察編」において、1992年8月21、25、26日にわたって警察による「匿名発表」について連載した。記事によれば、犯罪事件について警察からの発表がある時、事件関係者の名前が匿名で発表されることが「増え」ており、メディア側が実名発表を要求している、という。例えば、「警察による事件事故の『匿

名』発表の問題は、全国各地で起きている。朝日新聞の取材網を通じて調べたところ、さまざまな事例が浮かび上がった」(8/26/92)と、様々な警察による匿名発表が「全国各地」で起こり、かつ「増えている」現象であることを記事は記述している。

1987年の日弁連人権擁護大会での「人権と報道に関する宣言」案をめぐる議論の際に表出された「匿名報道」への危機感や、「実名原則」派から提起されている匿名報道への対抗クレームにとって、このような新聞記事は、自らのクレームを「事実」であると支えてくれる言語的資源となり得る。記事は、「客観的」というスタイルをとっているだけに、クレームが憶測や感情ではなく、「事実」に基づくという印象をオーディエンスに与えやすく、クレームの信憑性を補強する働きをもつ。それ故に新聞記事は、匿名報道を「問題」としてカテゴリー化するクレームを強調する資源になる。と同時に、新聞記事自らもまた「客観的」記事を装いつつ、匿名報道を「問題」とみるクレームとなっていると考えることができよう。

一方、「匿名報道主義」派からこのようなクレームはどのように見られているだろうか。「匿名報道主義」派はこのようなクレームを「“匿名発表増加”を理由とした“匿名報道バッシング”の繰り返し」と見る(浅野・山口, 1995: 231)。

警察による「匿名発表」の「存在」について、「匿名報道主義」派は否定はしない。しかし、警察による「匿名発表と匿名報道の“因果関係”を十分に検証したうえで主張されているのだろうか」と、「匿名発表」が「匿名報道」によって引き起こされるという因果関係を否定する。むしろ、実名報道が「匿名発表」の原因である、と「匿名報道主義」派は述べる。即ち、「警察が発表の責任をとらされる」「名前が出れば、苦情を持ち込まれるのは警察」という認識が警察にあるため、被疑者・被告人を「匿名発表」している、というのである(浅野・山口, 1995: 239)。さらに、彼らは「匿名発表増加の原因を

“匿名報道拡大”に求める議論の根底には，“実名報道でなければ警察に名前を公表させることができない”という考え方がある」と論じ、この「論理では、とても記者たちは警察の匿名発表に対抗できない」と批判する（浅野・山口，1995：241）。

この「匿名発表」増加は、「匿名報道主義」派及び「実名報道」派の両者からも「事実」として認識される。しかし、その「事実」をどのような状況として定義するのは異なり、それぞれのクレームの中での位置づけも異なる。警察による「匿名発表」は、どちらの側からも「問題」として定義され、警察に情報開示を求めることは報道する側の権利であると両者とも主張する（浅野・山口，1995：236）。しかし、警察による「匿名発表」の原因が何であるのかは、この二つのクレームによって異なる。その原因について用いられる語彙は、犯罪報道の何が「問題」なのかを語るものとして捉えることができる。

#### 4. 朝日新聞「揺れる匿名報道」

「匿名報道」というクレームの資源として依拠されたスウェーデンの「匿名報道」が、うまくいっていない、という「状況」の報告が1993年4月13日から朝日新聞に連載された（4月13日から23日，12月15日から17日）。スウェーデンの報道倫理は、浅野健一が1985年に『犯罪報道の犯罪』の中で紹介して以来、「匿名報道主義」派が理想として提示するモデルである。スウェーデンの報道倫理綱領の報道基準15条（「姓名の報道により、当事者を傷つける結果を招くかもしれないことについて、注意深く考慮しなければならない。とくに一般市民の関心と利益の重要性が明白に存在しているとみなされる場合のほかは、姓名の報道は控えるべきである」）は、「匿名報道主義」派の言説の資源であり、そのクレームが実現可能であることを保証するものとして扱われてきた（大庭，1996）。ところが、「揺れる匿名報道——スウェーデンから」



という見出しではじまる連載記事の中で、スウェーデンを取材した記者、宮崎勝治はスウェーデンも実名報道に転換しつつあることを伝える。リード文は次のように書かれている。

「人権を守ろうと“犯罪報道は匿名で”を原則にしてきたスウェーデンのメディアに異変が起きている。テレビ、新聞、雑誌が次々に実名報道に乗り出し、新聞・雑誌のお目付け役だったプレス-オンブズマンが辞任し、“メディアの基本は実名報道だ”と主張し始めた。技術革新、国際化、そして国民意識の変化の中で“人権報道の理想”とまで評価されたこの国のメディアの潮流はゆっくりと、しかし確実に変わりつつある」(朝日新聞、1993年4月13日付)

この連載記事は、「匿名報道主義」を主張するアクターたちにどのように受けとめられ、どのように解釈されたか。山口は次のようにこの連載への印象をまとめている。

「これらから読者が受ける印象は①スウェーデンでも実名報道が主流になりつつある、②世論も実名報道による制裁を求め始めた、③匿名報道による中傷やフィクションが増える一方、倫理コードを無視するメディアが登場した、④一般市民のためのプレスオンブズマン（以下PO）・報道評議会制度が崩壊しかけている——だろう。」(浅野・山口、1995：40)

ここでいう「読者」とは、山口自身も含められていると考えてよいだろう。この連載記事に対し、「人権と報道・連絡会」<sup>4)</sup>は反論掲載及び誤りの訂正を求める書簡を朝日新聞に送った。しかし朝日新聞は、この連載が「スウェーデンの匿名報道の現状を報告するものであり、同じ紙面で匿名報道の是非を論争するような性格のものではない」として反論掲載を拒否した。また、同

会事務局は連載記事の内容に関する質問書を朝日新聞編集局長に送り回答を得るが、同会にとっては「官僚的な回答文書」（山口，1995：73）であった。

連載を通して伝えられるスウェーデンの「状況の変化」について、のちに山口は、「実際にスウェーデンを訪ねて、この連載がいかにか『針小棒大』『我田引水』なものであるかを確かめた」と批判する（浅野・山口，1995：38）。「“実名”への転換次々」（朝日新聞，1993年4月13日付）「実名主義への流れ加速」（朝日新聞，1993年4月23日付）という見出しに表現されるスウェーデンの「変化」とされる内容に対し、山口は、「実名報道」の事例は8件だけであり、その中身はスウェーデンの報道倫理綱領のもとではすでに「実名」とされるケース、犯罪報道ではないケース、特殊な事件や公人や有名人のケースなどが混在しており、「極端な逸脱例をごちゃまぜに並べたにすぎない」と批判して、問題の脱構築をはかる（浅野・山口，1995：41）。

その他、「実名報道」「匿名報道」という語の定義を明確にしないまま、日本とは事情の異なるスウェーデンの報道、報道評議会及びオンブズマン制度について書くことは、読者に誤解を与える、事件や人物を含め取材対象に偏りがある、と「人権と報道・連絡会」は述べる（人権と報道・連絡会シンポジウム資料⑥，1993）。

一方、朝日新聞からの回答によれば、「この連載の趣旨は、匿名報道を否定するキャンペーンなどではありません。人権と報道の問題を考えるうえで、匿名報道が揺れているスウェーデンの現状を報告するものです」（1993，資料⑩：5）と、この連載を「事実」の報告として位置づける。記事内容への批判に対しては、「現地での取材の結果」を表現したものと回答して、その記事の「妥当性」を主張する。

その後、浅野健一と山口正紀はスウェーデンにおもむいて現地調査を行い、あらためて朝日新聞による記事に対して、スウェーデンの匿名報道及びメディア責任制度（報道評議会とプレスオンブズマン）は「揺れて」はいない、と反論する。

「刑事事件にかかわる市民は匿名が原則で、名前と事件に明白な社会的関心がある場合に各メディアが自らの良心に従って顕名報道するという考え方（これを浅野は匿名報道主義と名づけた）はまったく揺らいでいない。ただし、明白な一般市民の関心と利益の解釈をめぐって、新たな傾向が出てきている」（浅野・山口，1995：214）

構築主義の視点からこの「論争」を考察するには、スウェーデンの犯罪報道に対し、「匿名報道主義」派と朝日新聞はどのように状況の定義を行い、何を「問題」としてカテゴリー化しているのかを考察することが課題となる。しかし先の「匿名発表」が「増加」しているのか否かの議論と同様、スウェーデンの匿名報道及び報道評議会制度は「変化」したのか、その真偽を確かめることが構築主義の視点なのではない。

スウェーデンの犯罪報道がどのような「状況」であるのかは、クレームを申し立てる人々の状況の定義の際に用いられる視点や枠組が大きく影響を与えるものであることはいうまでもない。この「人権と報道・連絡会」と「朝日新聞」との間の「論争」では、初期には、双方ともに「事実」は何であるのか、だけではなく、その表現の仕方が「問題」となった。その後、人権と報道・連絡会側の主張は、イバラとキツセの言葉を借りるなら、「科学的スタイル」をもったクレーム（Ibarra and Kitsuse, 1993）に似てくる。つまり、「事実」によって、クレームの「妥当性」を獲得しようとするのである。彼らがスウェーデンに訪れ、現地調査をするのも、「事実」を示すことによってクレームを妥当なものにすることが可能となるからである。

記事を書いた記者にとって、スウェーデンの犯罪報道は、「匿名」から「実名」に移行しつつあった。つまり、「新聞評議会・プレスオンブズマン」は「がんじがらめの規制で息苦しい現行の制度は改革する必要がある」と考えるオンブズマンや「メディアの基本は実名主義でなければならない」（朝日新聞，1993年4月23日付）と主張する元オンブズマンが現れる「状況」なのである。

また彼は、匿名報道を含む倫理コードを「公然と無視するメディアが国民の支持を集めだしたほど、スウェーデンの社会の雰囲気が変わりだした」（朝日新聞、1993年4月22日付）という。しかし、浅野・山口が見るスウェーデンの報道評議会・オンブズマン制度は、健在であり、一般市民の犯罪事件は匿名報道が原則であることを、現地調査を経て彼らは再確認する。

この連載記事は12月の連載記事とともに、一部加筆・修正を加えて『被告席のメディア』と題した本の中に掲載された<sup>5)</sup>。この「揺れる匿名報道」という言説は、やがて「実名原則」を求めるクレームの中において使用される。たとえば、「匿名報道を古くからやっているスウェーデンで、最近非常に匿名報道の問題が顕著になっています。匿名か実名かという硬直した発想自体が、現状においつかなくなっているのではないか」と連載記事に関わった朝日新聞記者が座談会で述べている（古西、『ジュリスト』1994年2月1日号：14頁）。また、『新聞研究』誌上の座談会において、別の朝日新聞記者が実名報道の必要性を述べつつ、若手の記者にむけて、「匿名報道の母国であるスウェーデンでも匿名報道自体が揺れているという報告がありました。これもぜひ読んでほしい」と発言している（『新聞研究』1994年4月号：22頁）。

このように、「揺れる匿名報道」の言説は、単にスウェーデンの「状況」を語るだけの記述ではなく、日本における「犯罪報道」の言説に結びつけられる。「揺れる匿名報道」というフレーズで語られるスウェーデンの「変化」は、日本において「実名報道」原則を維持する側からの「匿名報道主義」への対抗クレーム、即ち、「匿名報道」にも「問題」がある（何を書いても苦情もこない、「犯人は誰か」のうわさが飛び交うなど）という主張に具体的な事例を提供するものとして、反「匿名報道」の言説につながるのである。

この点において、先述した「匿名報道は警察による匿名発表を招く」という「問題」としての「匿名報道」の言説と「揺れる匿名報道」の言説とが重

なりあう。両者とも、「実名報道」を原則として維持するクレ임을補強するのである。

## 5. 結 語

すでに80年代において「匿名」「実名」に関する論点は提起されていた。90年代にはいり、「匿名報道」を原則としてクレームする側に対し、「問題」の脱構築をはかる動きが「実名」を原則としてクレームする側から試みられたとあってよい。

犯罪報道を「問題」としてカテゴリー化する言説は、「匿名報道」を「問題」として定義する方向にむかった。しかし、「実名」を「問題」として構築するときも、またそれを脱構築するときも、対抗する相手の依拠する「事実」=言語的資源をつぶそうとする。さらにある種のクレーム（「揺れる匿名報道」）は、それがどのような「事実」に基づいているのか、「事実」の選択のされ方とその解釈枠組の妥当性を争う。自らのクレームは「事実」であることを強調して「真実性」を獲得しようとするが、相手に対しては、相手のクレームが依拠する「事実」を誤り、もしくは「見解」の相違として退ける。クレーム申し立ての際、アクターは単に、それが何についての「問題」なのか、様々な語彙を使用するだけではない。クレームの中で、「事実」と「見解」とを争う語彙も使用することによって、クレームを強く主張するのである。また「揺れる匿名報道」と「匿名報道主義」の論争は、「事実」が解釈枠組抜きには把握され得ないことも示している。

どの時点にさかのぼるかについては議論の余地があるものの、犯罪報道に対して「問題」である、「望ましくない」という定義が与えられてから、この「問題」はさらに細分化し、明確になった。「人権と報道」という議論には必ずといってよいほど「匿名報道」の議論が登場する。その議論は、新聞研究や法学という分野だけでなく、報道業界、報道関係労組においても広がって

いる。「人権と報道」の議論においては、犯罪報道は議題として当然のように設定されるようになったのである。また、「匿名報道」「報道被害」という言葉もその中で採用され、恒常的に使用されるようになった。このような語句や術語の発明もしくは意味の変化は、「社会問題のキャリアに何か重要なことが起こったことを示す」(Jenness, 1990)。クレーム申し立てを通して創られたカテゴリーや意味は、現象をどのように理解し、受けとめるべきかに影響を及ぼす。

報道という舞台において「匿名報道主義」に対する環境は厳しい。このような「匿名報道主義」には「実名」を原則とするクレームという「強敵」がいる。「実名原則」派は報道の実践を決定できる場にいる。しかし慣習となっている実名報道にあえて根拠を明言しなくてはならない「実名原則」のクレームの存在は、クレーム申し立て活動としての「匿名報道主義」の存在を認めたことを意味する。

社会問題としての「犯罪報道」に関するクレームは、特定の他者に向けられたクレームではなく、いわば外に開かれたクレームである。したがって、一般の公衆もまた議論の参加者となり得る。本稿では、公衆は社会問題の構築にとってどのような働きをするのかについては言及しなかった。「実名」「匿名」どちらのクレームの中にもオーディエンスは都合の良いように利用されているからである。これに関する議論は別の機会で行いたい。

犯罪事件に関する「人権と報道」の言説の中に、「匿名報道」はしっかり位置づけられたのであり、その議論はまだ続行している。議論の続行は、社会問題としての「犯罪報道」が存続する活動であることを示す。同時に「報道被害」も存在していることになる。「報道被害」に関する語彙が、「人権と報道」の言説の中にどのように組みこまれているかについても、別の機会に論じたい。

## 注

- 1) 報道評議会やオンブズマンというメディア責任制度は、匿名報道とともに論じられるが、本稿では議論の内容を簡素化するためメディア責任制度に関するクレームについては言及しない。また、本稿も前回の拙稿と同様、「匿名報道」とは、一般市民による犯罪事件における被疑者・被告・被害者の氏名・年齢など本人とわかる情報を報道しないことを意味する。本稿で匿名・実名を「 」付きで表現してある場合、クレーム申し立てに使用される語としての性格を有する。
- 2) この過程は、中河（1993）がアーティキュレーション仮説とよぶものと同義であると思われる。
- 3) 「匿名報道主義」派は公人の氏名を報道することを「実名」とは言わず、「顕名」と呼ぶ。
- 4) 「人権と報道・連絡会」は「匿名報道主義」をかかげる市民団体である（大庭，1996）
- 5) この本では、連載第1回目の「“だれが”はニュースの最も重要で基本的な要素であるうえ、被疑者・被害者の名前は犯罪事実自体と並んで公共の利害にかかわる事項であるとして（朝日新聞社は）実名原則は維持している」という文は削除したが、記事内容は変化していない。

## 引用文献

- 浅野健一・山口正紀 1995年 『匿名報道——メディア責任制度の確立を』学陽書房
- 浅野健一 1997年 『「犯罪報道」の再犯』第三書館
- 朝日新聞社会部編 1994年 『被告席のメディア』朝日新聞社
- 朝日新聞社会部編 1993年 『権力報道』朝日新聞社
- 大庭絵里 1996年 「社会問題としての“犯罪報道”の構築——構築主義視点からみる“匿名報道主義”によるクレーム申し立て活動」『国際経営論集』（神奈川大学経営学部）第11号，61～82頁。
- 川崎泰資・柴田鉄治 1996年 『ジャーナリズムの原点』岩波書店
- 原寿雄 1997年 『ジャーナリズムの思想』岩波書店
- 日本弁護士連合会 1976年 『人権と報道』日本評論社

- 日本新聞協会研究所編 1990年 『新・法と新聞』 日本新聞協会
- Ibarra, Peter R. and John I. Kitsuse, 1993, Vernacular Constituents of Moral Discourse: Proposal for the Study of Social Problems.” pp. 25-58, in *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, ed., by Holte, J.A. and G. Miller, New York, Aldine de Gruyter.
- Jenness, Valerie, 1990, “From Sex as Sin to Sex as Work: COYOTE and the Reorganization of Prostitution as a Social Problem”. in *Social Problems*.
- 法学セミナー編集部 1988年 「第30回日弁連人権擁護大会のレポート」『法学セミナー増刊総合特集シリーズ39 人権と報道を考える』 491～501頁
- マスコミ倫理懇談会 1992年 『マスコミ倫理』 第396号, 10月25日
- 飯室勝彦・小田貞夫・古西洋・服部孝章・堀部政男（座談会） 1994年 「最新の名誉・プライバシー問題を分析する——報道の現場から」『ジュリスト』 2月1日号, 1038号, 12～47頁
- 天野勝文・梓澤和幸・井内康文・清水建宇（座談会） 1994年 「“事件報道と人権”の現在」『新聞研究』 4月号, 第513号, 10～25頁
- 朝日新聞東京本社朝刊 1993年 4月13, 14, 16, 17, 20, 21, 22, 23日 「揺れる匿名報道——スウェーデンから」（宮崎勝治）
- 朝日新聞東京本社朝刊 1992年 8月21, 25, 26日 「権力報道 PART III 検察・警察編16～18」
- 読売新聞東京本社朝刊 1992年 9月26日 「増える警察の匿名発表 捜査密室化の危険」（編集委員 河村好市）
- 人権と報道・連絡会主催シンポジウム 「揺れる匿名報道——スウェーデンから」資料集, 1993年, 資料⑩ 「5月19日付/朝日新聞読者広報室長, 社会部長から人権と報道・連絡会事務局長あて回答」
- 同 資料⑥ 「人権と報道・連絡会事務局から朝日新聞編集局長あて質問書」